

北九州市自転車競走実施条例

○北九州市自転車競走実施条例

昭和38年7月22日

条例第91号

(目的)

第1条 北九州市（以下「市」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて行う自転車競走（以下「競輪」という。）は、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号。以下「令」という。）によるほか、この条例の定めるところによる。

（昭50条例59・平14条例71・一部改正）

(開催の日時)

第2条 市が行う競輪の開催の日時は、公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

2 管理者は、天災その他競輪施行者の責に帰することのできない理由があるときは、令第6条の規定により届け出た競輪の開催を中止し、又は当該開催の日時若しくは競走の順序を変更することができる。

（昭50条例59・平14条例71・平15条例38・平29条例38・一部改正）

(使用競輪場)

第3条 市が行う競輪は、小倉競輪場において開催する。

（昭50条例59・平14条例27・一部改正）

(入場料)

第4条 市は、競輪場の入場者から入場料を徴収する。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、これを徴収しないことができる。

2 前項の入場料は、普通入場料及び特別入場料とする。

3 前項の普通入場料の額は、100円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。

4 普通入場料について回数券を発売する場合は、11回分を1,000円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。

5 第2項の特別入場料の額は、5,000円以下の範囲内で別に管理者が定

北九州市自転車競走実施条例

める額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。

（昭44条例11・昭50条例59・平2条例18・平10条例14・平14条例27・平19条例38・平29条例38・一部改正）

（車券の発売）

第5条 競輪を行うときは、券面金額10円の車券10枚分以上であって管理者が定める枚数を1枚で代表する車券を発売する。

（昭50条例59・平14条例71・平29条例38・一部改正）

（競輪の実施事務の委託）

第6条 市は、法第3条の規定により市の行う競輪に関する事務の一部を他の地方公共団体、法第38条第1項に規定する競技実施法人又は私人に委託する。

2 前項の規定により委託する競輪の実施に関する事務の範囲は、委託契約で定める。

（昭50条例59・平17条例74・平19条例38・一部改正）

（競輪場内の秩序維持等の処理）

第7条 管理者は、競輪場内の秩序を維持し、かつ、競輪の公正及び安全を確保するため、必要な処置を講ずることができる。

（昭50条例59・平29条例38・一部改正）

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に管理者が定める。

（平29条例38・一部改正）

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 小倉市自転車競走実施条例（昭和37年小倉市条例第28号）

（2） 小倉市自転車競走参加選手の日当及び宿泊料支給条例（昭和37年小倉市条例第29号）

（3） 門司市自転車競走実施条例（昭和32年門司市条例第34号）

北九州市自転車競走実施条例

(4) 門司市自転車競走勝者投票及び払戻条例（昭和24年門司市条例第51号）

(5) 競輪場入場者及び入場料並びに場内取締条例（昭和24年門司市条例第52号）

(6) 若松市自転車競走条例（昭和27年若松市条例第33号）

付 則（昭和44年4月1日条例第11号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年12月22日条例第59号）

この条例は、昭和51年2月1日から施行する。

付 則（平成2年3月30日条例第18号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月27日条例第14号）

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

付 則（平成14年3月28日条例第27号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成14年12月9日条例第71号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年6月19日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年12月6日条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年10月4日条例第38号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とする改正規定、同条第1項の改正規定及び同項を同条第2項とし、同条に第1項として1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（平成19年規則第65号で平成19年10月4日から施行）

付 則（平成29年12月20日条例第38号）抄

（施行期日）

北九州市自転車競走実施条例

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。